

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」
改正案に関する意見募集の結果について

令和3年11月1日
法務省大臣官房司法法制部

令和3年9月8日（水）から同年10月8日（金）まで、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」改正案に関する意見募集を行ったところ、8件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から別紙において取り上げていない御意見についても、今後の執務の参考とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

第 1 意見募集期間

令和 3 年 9 月 8 日（水）～同年 1 0 月 8 日（水）

第 2 意見数

8 件 [意見提出者数 8（6 団体， 2 個人）]

第 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>改正案 7(1)キ③について、「手続実施者及び当事者に対して、許諾を得ていない第三者が視聴できない環境」がどのような環境を指すのか分かりにくいと感じます。ガイドラインの実施に際しては、具体的事例を示していただくことを希望します。</p>	<p>第三者が視聴できない環境とは、例えば、第三者がいない自宅の部屋が考えられますが、それ以外にも様々な環境が想定されることから、具体的事例をガイドラインで示すことは相当ではないと考えます。</p>
<p>改正案 7(1)キ②について、当事者による録音又は録画を不可とした場合、実際にそれらが行われなかったかどうかの判断をどうするのが懸念されます。</p> <p>ウェブ会議システムに参加する当事者の環境は、自宅ではなく実施機関が提供する場所で、しかも実施機関の職員等が携帯等録音、録画できる機器を預かるなどの措置をとれる場所である必要があると考えます。</p>	<p>録音又は録画の禁止については、認証紛争解決事業者においてその旨定め、事前に当事者に説明することによって、一定程度担保されるものと考えます。</p> <p>また、ウェブ会議の方法による場合に、当事者の参加場所を実施機関が提供する場所に限定することは、一方で、柔軟なウェブ会議の実施を妨げかねないため、相当でないと考えます。</p>